

3/27（月）の発表



報道発表資料の配付日時 3月27日（月）11時00分

| | | | |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 令和5年春のヒグマ注意特別期間について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>山菜採りやハイキングなどで野山に入る機会が増えるシーズンを迎えることから、ヒグマによる人身被害を防止するため、北海道ヒグマ注意報等発出実施要領に基づく注意喚起として、令和5年春のヒグマ注意特別期間を設定しましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">■■■■■「令和5年春のヒグマ注意特別期間」■■■■■</p> <p style="text-align: center;">令和5年（2022年）4月1日（土）から5月31日（水）まで（61日間）</p> <p>ヒグマによる人身被害を防ぐためには、野山でヒグマに出遭わないための基本的なルールを守ることが大事です。</p> <p>注意特別期間中は、リーフレットの配布やポスターの掲示、各種広報媒体の活用などによる道民の皆様に対する注意喚起活動の強化に取り組みます。</p> <p>（ヒグマに出遭わないための基本的なルール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前にヒグマの出没情報を確認する ○単独行動を避け、複数で行動する ○鈴など音の出るものを鳴らす ○クマの足跡や粪を見つけたら、すぐに引き返す <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料「令和5年春のヒグマ注意特別期間について」 ・注意喚起ポスター（A4） ・北海道ヒグマ注意報等発出実施要領 | | |
| 参考 | | | |

| | | |
|-------------------------|--|------|
| 報道（取材） に当たって のお願い | 人身被害発生防止のため、基本的なルールを守ることを含め、積極的な報道をお願いします。 | |
| 他のクラブ との関係 | 同時配付（場所） | 同時レク |

| | |
|-------------|---|
| 担当 (連絡先) | 宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 環境生活課長 渡部 学 TEL ダイヤルイン 0162-33-2919 自然環境係長 曽我 浩二 TEL ダイヤルイン 0162-33-2922 |
|-------------|---|

【参考資料】

1 「令和5年春のヒグマ注意特別期間」について

期間：令和5年4月1日（土）～5月31日（水）の61日間

（1）概要

ヒグマによる人身被害の未然防止を図るため、平成14年度から、道民等が山菜採りやキノコ採りなどのため、ヒグマの生息する野山に入る機会の多くなる春と秋に、北海道ヒグマ注意報等発出実施要領に基づく注意喚起として、「ヒグマ注意特別期間」を設定し、普及啓発事業を実施。

（2）取組

「野山でヒグマに遭わないための基本的ルール」の普及啓発を図るための取組を実施

。

<基本的なルール>

- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 単独行動を避け、複数で行動する
- 鈴など音の出るものを鳴らす
- クマの足跡や粪を見ついたら、すぐに引き返す

<取組>

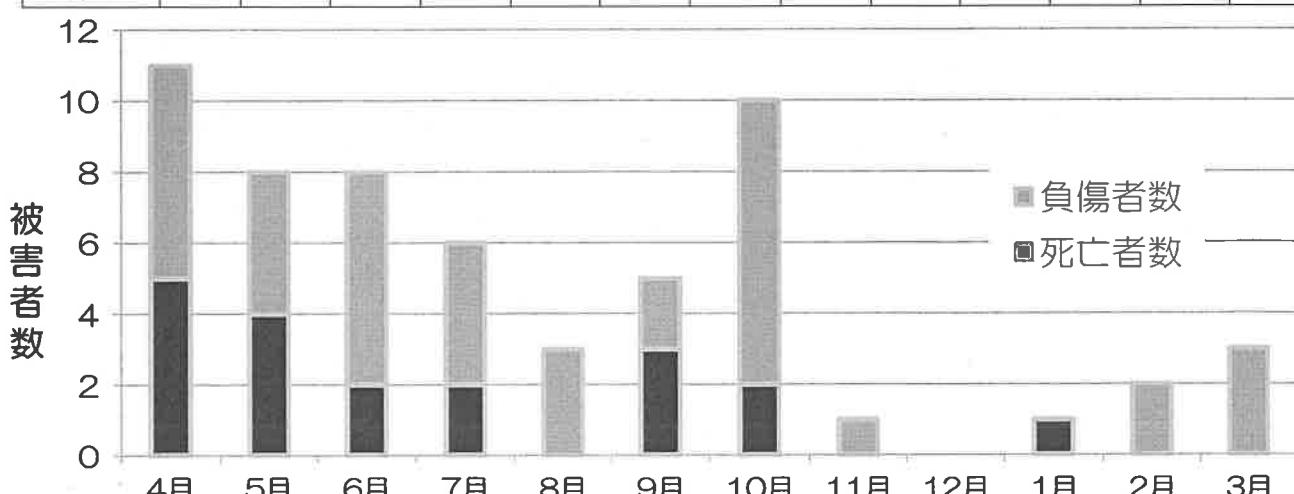
- 総合振興局・振興局職員による巡回活動
- 普及啓発リーフレットの配布
- 道のホームページで市町村のヒグマ出没情報サイトへのリンク集を掲載 など

2 ヒグマによる人身被害について（狩猟や駆除の際の事故を除く）

（1）月別被害者数（H1～R5年1月末現在の合計）

ヒグマによる人身被害は、特に春と秋に多く発生しています。これは、春は山菜採り、秋はキノコ採りなど、人間が山野に出かける機会が多い季節であることに加え、ヒグマも春は冬眠明けのために、秋は冬眠を控えてともに餌を求めてより活発に活動するため、人間とヒグマが遭遇する確率が高まることが原因と考えられています。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 死者数 | 5 | 4 | 2 | 2 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 19 |
| 負傷者数 | 6 | 4 | 6 | 4 | 3 | 2 | 8 | 1 | 0 | 0 | 2 | 3 | 39 |
| 合計 | 11 | 8 | 8 | 6 | 3 | 5 | 10 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 58 |

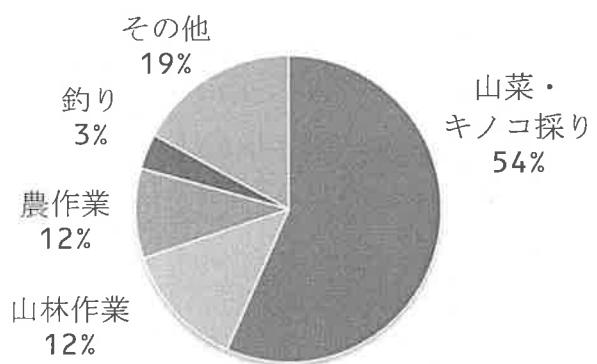


(2) 人身被害発生時の被害者の活動 (H1～R5年1月末現在の合計)

ヒグマによる人身被害発生時の被害者の活動をみると、山菜採り及びキノコ採りが半数を超える最も多く、山菜採りやキノコ採りは特に被害に遭いやすい野外活動といえます。

なお、人身被害で最も多いのは、ヒグマの捕獲に従事しているときに逆襲されるなどで狩猟者が被害に遭うものですが、特殊な事例のためそれらについてここでは除外しています。

| 被害者の活動 | 被害者数 | 内訳 | |
|----------|------|----|----|
| | | 死亡 | 負傷 |
| 山菜・キノコ採り | 31 | 13 | 18 |
| 山林作業 | 7 | 1 | 6 |
| 農作業 | 7 | 2 | 5 |
| 釣り | 2 | 2 | 0 |
| その他 | 11 | 1 | 10 |
| 合計 | 58 | 19 | 39 |

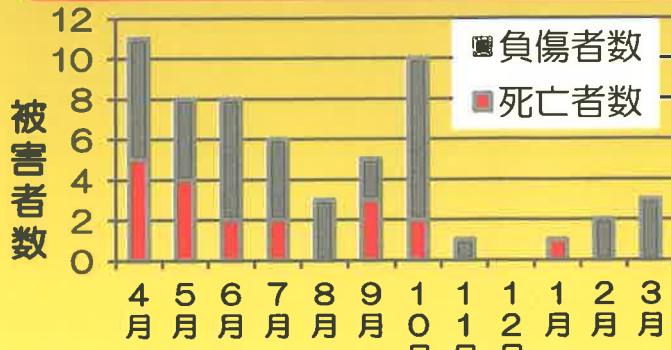


〔過去10年間(H23～)の春(4～5月)に発生した事故の概要(狩猟や駆除の際の事故を除く)〕

| 年度 | 発生月日 | 被害者の活動 | 発生地 | 被害者 | 死傷 |
|-----|-------|--------|------------|-------|----|
| H25 | 4月16日 | 山菜採り | 檜山管内せたな町 | 52歳女性 | 死亡 |
| | 4月29日 | 山菜採り | 日高管内新ひだか町 | 53歳男性 | 負傷 |
| H26 | 4月4日 | 山菜採り | 檜山管内せたな町 | 45歳女性 | 負傷 |
| H29 | 4月16日 | 山菜採り | 釧路管内標茶町 | 54歳男性 | 負傷 |
| H30 | 4月20日 | 山菜採り | 渡島管内函館市 | 66歳男性 | 負傷 |
| | 4月29日 | 山菜採り | 根室管内中標津町 | 70歳男性 | 負傷 |
| R2 | 5月8日 | 山菜採り | オホーツク管内滝上町 | 62歳男性 | 負傷 |
| | 5月15日 | 山菜採り | 後志管内古平町 | 71歳男性 | 死亡 |
| R3 | 4月10日 | 山菜採り | 釧路管内厚岸町 | 60歳男性 | 死亡 |

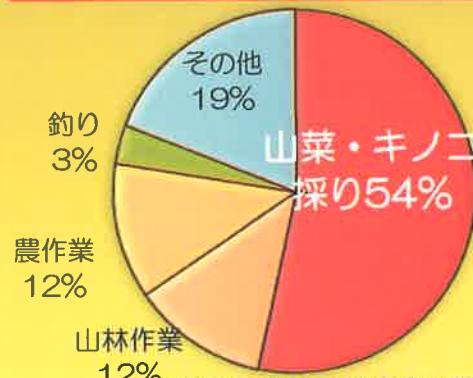
春はヒグマに注意

人身被害は春と秋に多く発生



(平成元年度～令和5年1月末 狩猟者が被害者の事例を除く)

被害の2/3は山菜・キノコ採りで発生



(平成元年度～令和5年1月末 狩猟者が被害者の事例を除く)

春のヒグマ注意特別期間

令和5年 4月1日(土)～5月31日(水)

あなたが被害者にならない一番の方法は
ヒグマに遭わないことです

- 食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- 一人では野山に入らない
- 野山では音を出しながら歩く
- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 薄暗いときには行動しない
- フンや足跡を見たら引き返す

※ 人里周辺などでヒグマを目撲したときは、市町村役場または警察にご連絡ください。



北海道ヒグマ注意報等発出実施要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道ヒグマ管理計画（第2期）の第2章の3（1）①ア（エ）の規定に基づき、道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害を防止することなどを目的に行う注意報等の発出にあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 注意報等の名称は、次のとおりとする。

- (1) ヒグマ警報（以下、「警報」という。）
- (2) ヒグマ注意報（以下、「注意報」という。）
- (3) ヒグマ注意喚起（以下、「注意喚起」という。）

2 この要領において「市街地付近」とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。

(注意報等発出の基準)

第3条 注意報等を発出する基準は、原則、次のとおりとする。

(1) 警報

市街地付近において、人身被害（死傷）が発生したとき。

(2) 注意報

ア 市街地付近において、ヒグマが頻繁に出没又は農業等被害が発生し、住民への人身被害（死傷）の発生が懸念されるとき。

イ 市街地付近以外において、ヒグマによる人身被害（死傷）が発生したとき。

(3) 注意喚起

ア ヒグマによる人身被害が多発する季節など、注意を促す必要があるとき。

イ 地域の実情に応じて、（総合）振興局が所管する地域で注意を促す必要があるとき。

(注意報等を発出する区域)

第4条 注意報等を発出する区域は、次のとおりとする。

（1）警報及び注意報を発出する区域は、原則として、ヒグマが出没している若しくは被害が発生した市町村又はその区域とする。

なお、地理的状況や被害状況を考慮し、隣接する市町村も必要に応じ対象に加えることができるものとする。

（2）注意喚起を発出する区域は、必要に応じて適宜、設定することができるものとする。

(注意報等の期間)

第5条 注意報等の期間は、次のとおりとする。

（1）警報及び注意報は、発出後1か月間を目安とし、出没頻度や人身被害の状況を勘案し、引き続き、住民に注意を促す必要があると判断される場合は、延長することができるものとする。

なお、警報及び注意報を発出した原因が改善された場合は、終了することができるものとする。

（2）注意喚起は、必要に応じ期間を設けることができるものとする。

(注意報等の発出)

第6条 注意報等の発出は、次により行うものとする。

(1) 警報

(総合) 振興局環境生活課（以下、「振興局」という。）は、人身被害の発生状況を環境生活部野生動物対策課ヒグマ対策室（以下、「対策室」という。）に連絡し、対策室は、発出の実施について決定し、振興局と同時に発出す。

なお、振興局は、関係市町村に対し、事前に情報提供を行う。

(2) 注意報

振興局は、現場の利用状況、出没頻度の情報を収集し、人身被害があった場合は被害者の受傷状況、現場確認を行い、発出の必要性、区域及び期間について市町村等と調整の上、対策室と協議を行うものとする。

対策室は、振興局や市町村等の意向を考慮し、発出の実施について決定し、振興局と同時に発出す。

(3) 注意喚起

ア 第3条（3）アについては、対策室は、時期を定め又は必要に応じて、広く道民や来道者に注意を呼びかけることとし、対策室又は振興局で発出す。

イ 第3条（3）イについては、振興局は、時期を定め又は必要に応じて、所管する管内の住民に注意を呼びかけることとし、振興局で発出す。

（注意報等の周知）

第7条 対策室及び振興局（以下、「道」という。）は、注意報等を発出したときは、道のホームページ、SNS等や報道機関を通じて道民及び来道者に周知するとともに、府内関係部局・関係機関・関係市町村（以下、「関係機関等」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

（警報及び注意報発出時の対応）

第8条 警報及び注意報を発出時には、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、道は、関係機関等と連携して必要な対応を行うものとする。

また、対応に当たっては「ヒグマ対策の手引き」も参考とするものとする。

（関係機関等）

第9条 第7条に規定する関係機関等とは、次表に掲げるものとし、道は関係機関等に対し、それぞれ必要と判断する各関連団体等に周知を図るよう依頼出来るものとする。

| 関係機関等 |
|------------------------------------|
| 市町村（注意報等の発表対象自治体） |
| 林野庁北海道森林管理局 |
| 環境省北海道地方環境事務所 |
| 北海道警察本部（地域企画課、保安課） |
| 北海道総務部（危機対策課、学事課） |
| 北海道農政部（技術普及課） |
| 北海道水産林務部（林業木材課、道有林課） |
| 北海道教育庁（生徒指導・学校安全課） |
| 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所 |
| 一般社団法人 北海道獣友会 |
| その他（必要に応じ連絡が必要と判断される機関） |

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、注意報等の発出に関して必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）5月1日から施行する。